

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:平成24年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
- 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

## I 指定居宅サービス介護付費単位数の算定構造

### 1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (170単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+70単位(210単位を限度)	×90／100	×90／100	×200／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	特定事業所加算 (I) +20／100 特定事業所加算 (II) +10／100 特定事業所加算 (III) +10／100	+15／100	+10／100	+5／100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (254単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (402単位)										
	(4) 1時間以上 (584単位)(30分を増すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (190単位)										
	(2) 45分以上 (235単位)										
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 100単位)										
二 初回加算	(1月につき +200単位)										
ホ 生活機能向上連携加算	(1月につき +100単位)										
ヘ 介護職員 待遇改善 加算	(1) 介護職員待遇改善加算(I) (1月につき -所定単位×40／1000) (2) 介護職員待遇改善加算(II) (1月につき (1)の90／100) (3) 介護職員待遇改善加算(III) (1月につき (1)の80／100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員待遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了する  
ことが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。

### 2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,250単位)	×95／100	×70／100	×90／100	+15／100	+10／100	+5／100
ロ サービス提供体制強化加算	(1回につき +24単位)						
ハ 介護職員 待遇改善 加算	(1) 介護職員待遇改善加算(I) (1月につき -所定単位×18／1000) (2) 介護職員待遇改善加算(II) (1月につき -(1)の90／100) (3) 介護職員待遇改善加算(III) (1月につき -(1)の80／100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員待遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### [脚注]

1. 単位数算定記号の説明
 

+〇〇単位	⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇／100	⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100	⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100

### 3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5者の場合	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合		(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(316単位)												
(2) 30分未満 (472単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (830単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,138単位)														
(5) 理学療法士等の場合 (316単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合		(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(255単位)												
(2) 30分未満 (381卖位)														
(3) 30分以上1時間未満 (550卖位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (811卖位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,920卖位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 $\times 98/100$												
ニ 初回加算 (1月につき +300卖位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600卖位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250卖位)														
ト サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6卖位を加算)													
	ハを算定する場合 (1月につき 50卖位を加算)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療器機等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

#### 4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 305単位	$\times 90/100$	$+5/100$	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から 1月以内 +340単位 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から 1月超3月以内 +200単位
	介護老人保健施設の場合				1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
□ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### 5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (290単位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261単位)	
□ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)			
ヘ 保健師、看護師が行う場合			

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

## 6 通所介護費

基本部分		注 利用者の数 が利用定員を 超える場合  又は  看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を行 う場合	注 7時間以上9 時間未満の 通所介護の 前後に日常生活上の 世話をを行う場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービス 提供加算	注 入浴介助を行 った場合	注 個別機能訓 練加算(Ⅰ)  又は  個別機能訓 練加算(Ⅱ)	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所と同一 建物に居住 する者又は同 一建物から利 用する者に通 所介護を行う 場合	
イ 小規 模型通 所介護 費	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 ( 461 単位) 要介護2 ( 529 単位) 要介護3 ( 596 単位) 要介護4 ( 663 単位) 要介護5 ( 729 単位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 ( 700 单位) 要介護2 ( 825 单位) 要介護3 ( 950 单位) 要介護4 ( 1,074 单位) 要介護5 ( 1,199 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 ( 809 单位) 要介護2 ( 951 单位) 要介護3 ( 1,100 单位) 要介護4 ( 1,248 单位) 要介護5 ( 1,395 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 ( 400 单位) 要介護2 ( 457 单位) 要介護3 ( 514 单位) 要介護4 ( 571 单位) 要介護5 ( 628 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 ( 602 单位) 要介護2 ( 708 单位) 要介護3 ( 814 单位) 要介護4 ( 920 单位) 要介護5 ( 1,026 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 ( 690 单位) 要介護2 ( 811 单位) 要介護3 ( 937 单位) 要介護4 ( 1,063 单位) 要介護5 ( 1,188 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 ( 393 单位) 要介護2 ( 449 单位) 要介護3 ( 505 单位) 要介護4 ( 561 单位) 要介護5 ( 617 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 ( 592 单位) 要介護2 ( 696 单位) 要介護3 ( 800 单位) 要介護4 ( 904 单位) 要介護5 ( 1,009 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 ( 678 单位) 要介護2 ( 797 单位) 要介護3 ( 921 单位) 要介護4 ( 1,045 单位) 要介護5 ( 1,168 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 ( 383 单位) 要介護2 ( 437 单位) 要介護3 ( 492 单位) 要介護4 ( 546 单位) 要介護5 ( 601 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 ( 576 单位) 要介護2 ( 678 单位) 要介護3 ( 779 单位) 要介護4 ( 880 单位) 要介護5 ( 982 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 ( 660 单位) 要介護2 ( 776 单位) 要介護3 ( 897 单位) 要介護4 ( 1,017 单位) 要介護5 ( 1,137 单位)		×70/100		9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位		1回につき +150単位 (月2回を 限度)		1回につき -94単位	
木 康 養 通 所 介 護 費	(1) 3時間以上6時間未満  (1, 000単位)											
	(2) 6時間以上8時間未満  (1, 500単位)											
△ サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)										
△ ト 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +1の90/100)										
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +(1)の80/100)										
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計												

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 7 通所リハビリテーション費

基本部分		注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合	注 理学療法士 等体制強化 加算	注 6時間以上8 時間未満の 時間内リハビ リテーションの 前後に日常生活 上の世話を行う場 合	注 中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 理学療法士、作業 療法士、言語 聴覚士が居 宅を訪問し、 診察、運動 機能検査等 を行い、通 所リハビリ計 画の作成等 を行った場 合	注 リハビリテー ションマネジ メント加算	注 短期集中リ ハビリテー ション実施加 算	注 個別リハビ リテーション実 施加算	注 認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 重度療養管 理加算	注 事業所と同 一建物に居 住する者又 は同一建物 から利用す る者に通所リ ハビリテーション を行う場合
病院又 は診療 所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)														
		要介護1 ( 271 单位) 要介護2 ( 326 单位) 要介護3 ( 379 单位) 要介護4 ( 434 单位) 要介護5 ( 487 单位)		1日につき +30単位												
		要介護1 ( 369 单位) 要介護2 ( 443 单位) 要介護3 ( 516 单位) 要介護4 ( 590 单位) 要介護5 ( 664 单位)														
		要介護1 ( 480 单位) 要介護2 ( 583 单位) 要介護3 ( 686 单位) 要介護4 ( 788 单位) 要介護5 ( 891 单位)														
		要介護1 ( 642 单位) 要介護2 ( 785 单位) 要介護3 ( 929 单位) 要介護4 ( 1,072 单位) 要介護5 ( 1,216 单位)														
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)														
		要介護1 ( 271 单位) 要介護2 ( 326 单位) 要介護3 ( 379 单位) 要介護4 ( 434 单位) 要介護5 ( 487 单位)														
		要介護1 ( 369 单位) 要介護2 ( 443 单位) 要介護3 ( 516 单位) 要介護4 ( 590 单位) 要介護5 ( 664 单位)														
		要介護1 ( 480 单位) 要介護2 ( 583 单位) 要介護3 ( 686 单位) 要介護4 ( 788 单位) 要介護5 ( 891 单位)														
		要介護1 ( 642 单位) 要介護2 ( 785 单位) 要介護3 ( 929 单位) 要介護4 ( 1,072 单位) 要介護5 ( 1,216 单位)														
ハ 大規 模の 事 業 所 (Ⅱ) の 場 合	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)														
		要介護1 ( 271 单位) 要介護2 ( 326 单位) 要介護3 ( 379 单位) 要介護4 ( 434 单位) 要介護5 ( 487 单位)														
		要介護1 ( 369 单位) 要介護2 ( 443 单位) 要介護3 ( 516 单位) 要介護4 ( 590 单位) 要介護5 ( 664 单位)														
		要介護1 ( 480 单位) 要介護2 ( 583 单位) 要介護3 ( 686 单位) 要介護4 ( 788 单位) 要介護5 ( 891 单位)														
		要介護1 ( 642 单位) 要介護2 ( 785 单位) 要介護3 ( 929 单位) 要介護4 ( 1,072 单位) 要介護5 ( 1,216 单位)														
	(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)														
		要介護1 ( 271 单位) 要介護2 ( 326 单位) 要介護3 ( 379 单位) 要介護4 ( 434 单位) 要介護5 ( 487 单位)														
		要介護1 ( 369 单位) 要介護2 ( 443 单位) 要介護3 ( 516 单位) 要介護4 ( 590 单位) 要介護5 ( 664 单位)														
		要介護1 ( 480 单位) 要介護2 ( 583 单位) 要介護3 ( 686 单位) 要介護4 ( 788 单位) 要介護5 ( 891 单位)														
		要介護1 ( 642 单位) 要介護2 ( 785 单位) 要介護3 ( 929 单位) 要介護4 ( 1,072 单位) 要介護5 ( 1,216 单位)														
介 護 老 人 保 健 施 設 の 場 合	(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)														
		要介護1 ( 271 单位) 要介護2 ( 326 单位) 要介護3 ( 379 单位) 要介護4 ( 434 单位) 要介護5 ( 487 单位)														
		要介護1 ( 369 单位) 要介護2 ( 443 单位) 要介護3 ( 516 单位) 要介護4 ( 590 单位) 要介護5 ( 664 单位)														
		要介護1 ( 480 单位) 要介護2 ( 583 单位) 要介護3 ( 686 单位) 要介護4 ( 788 单位) 要介護5 ( 891 单位)														
		要介護1 ( 642 单位) 要介護2 ( 785 单位) 要介護3 ( 929 单位) 要介護4 ( 1,072 单位) 要介護5 ( 1,216 单位)														
	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 1回につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 6単位を加算)														
		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)														
		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)														
二 サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17／1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計														

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 8 短期入所生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 専従の機能訓練指導員を配置している場合	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所体制確保加算	注 緊急短期入所受入加算
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 645 単位) 要介護2 ( 715 単位) 要介護3 ( 787 单位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 926 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	+40単位 (7日間を限度)
□ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 609 単位) 要介護2 ( 679 単位) 要介護3 ( 751 単位) 要介護4 ( 821 単位) 要介護5 ( 890 単位)											
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 682 単位) 要介護2 ( 751 単位) 要介護3 ( 822 単位) 要介護4 ( 891 単位) 要介護5 ( 959 単位)											

### ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算) (2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算) (3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算) (4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)
--------------	---

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
----------------	--

△ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×25／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
--------------	---	--------------------------------

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 9 短期入所療養介護費

### イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

		基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 リハビリーション機能強化加算	注 個別リハビリーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)<従来型個室>【従来型】 要介護1 ( 750 単位) 要介護2 ( 797 単位) 要介護3 ( 860 単位) 要介護4 ( 912 単位) 要介護5 ( 965 単位) 要介護1 ( 779 单位) 要介護2 ( 851 单位) 要介護3 ( 913 单位) 要介護4 ( 970 単位) 要介護5 ( 1,025 単位) 要介護1 ( 826 单位) 要介護2 ( 874 単位) 要介護3 ( 937 单位) 要介護4 ( 990 单位) 要介護5 ( 1,043 单位) 要介護1 ( 859 单位) 要介護2 ( 933 单位) 要介護3 ( 996 単位) 要介護4 ( 1,052 单位) 要介護5 ( 1,108 单位)	x97/100	x70/100	x70/100	+24単位	+30単位	+240単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	1日につき +120単位 (要介護4・5に限る)			
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)<療養型老健:看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)<従来型個室>【療養型】 要介護1 ( 775 単位) 要介護2 ( 858 単位) 要介護3 ( 973 単位) 要介護4 ( 1,049 单位) 要介護5 ( 1,125 卖位) 要介護1 ( 775 单位) 要介護2 ( 858 单位) 要介護3 ( 1,042 卖位) 要介護4 ( 1,118 卖位) 要介護5 ( 1,194 卖位) 要介護1 ( 854 卖位) 要介護2 ( 937 卖位) 要介護3 ( 1,052 卖位) 要介護4 ( 1,128 卖位) 要介護5 ( 1,204 卖位) 要介護1 ( 854 卖位) 要介護2 ( 937 卖位) 要介護3 ( 1,121 卖位) 要介護4 ( 1,197 卖位) 要介護5 ( 1,273 卖位)				+76単位									
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)<療養型老健:看護オノコール体制>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)<従来型個室>【療養型】 要介護1 ( 775 卖位) 要介護2 ( 852 卖位) 要介護3 ( 946 卖位) 要介護4 ( 1,022 卖位) 要介護5 ( 1,098 卖位) 要介護1 ( 775 卖位) 要介護2 ( 852 卖位) 要介護3 ( 1,015 卖位) 要介護4 ( 1,091 卖位) 要介護5 ( 1,167 卖位) 要介護1 ( 854 卖位) 要介護2 ( 931 卖位) 要介護3 ( 1,025 卖位) 要介護4 ( 1,101 卖位) 要介護5 ( 1,177 卖位) 要介護1 ( 854 卖位) 要介護2 ( 931 卖位) 要介護3 ( 1,094 卖位) 要介護4 ( 1,170 卖位) 要介護5 ( 1,246 卖位)				+200単位 (7日間を限度)									
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>【従来型】 要介護1 ( 829 卖位) 要介護2 ( 876 卖位) 要介護3 ( 940 卖位) 要介護4 ( 993 卖位) 要介護5 ( 1,046 卖位) 要介護1 ( 862 卖位) 要介護2 ( 936 卖位) 要介護3 ( 999 卖位) 要介護4 ( 1,055 卖位) 要介護5 ( 1,111 卖位) 要介護1 ( 829 卖位) 要介護2 ( 876 卖位) 要介護3 ( 940 卖位) 要介護4 ( 993 卖位) 要介護5 ( 1,046 卖位) 要介護1 ( 862 卖位) 要介護2 ( 936 卖位) 要介護3 ( 999 卖位) 要介護4 ( 1,055 卖位) 要介護5 ( 1,111 卖位)	x97/100	x70/100	x70/100	+24単位	+30単位	+240単位	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	1日につき +120単位 (要介護4・5に限る)				
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)<療養強化型>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室>【療養強化型】 要介護1 ( 1,019 卖位) 要介護2 ( 1,134 卖位) 要介護3 ( 1,210 卖位) 要介護4 ( 1,286 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,019 卖位) 要介護3 ( 1,203 卖位) 要介護4 ( 1,279 卖位) 要介護5 ( 1,355 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,019 卖位) 要介護3 ( 1,134 卖位) 要介護4 ( 1,210 卖位) 要介護5 ( 1,286 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,019 卖位) 要介護3 ( 1,203 卖位) 要介護4 ( 1,279 卖位) 要介護5 ( 1,355 卖位)				+97/100									
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)<療養型老健:看護オノコール体制>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>【療養型】 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,013 卖位) 要介護3 ( 1,107 卖位) 要介護4 ( 1,183 卖位) 要介護5 ( 1,259 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,013 卖位) 要介護3 ( 1,176 卖位) 要介護4 ( 1,252 卖位) 要介護5 ( 1,328 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,013 卖位) 要介護3 ( 1,107 卖位) 要介護4 ( 1,183 卖位) 要介護5 ( 1,259 卖位) 要介護1 ( 936 卖位) 要介護2 ( 1,013 卖位) 要介護3 ( 1,176 卖位) 要介護4 ( 1,252 卖位) 要介護5 ( 1,328 卖位)													
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(一) 3時間以上4時間未満 ( 650 卖位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 900 卖位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,250 卖位)									+60単位 (要介護4・5に限る)				

注 特別療養費
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費
(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
(二) 特定治療
(6) サービス提供体制強化加算
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)

： 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の員数が基準に満たない場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理疾状対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行ふ場合					
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<4:1>		要介護1 ( 720 単位) 要介護2 ( 828 単位) 要介護3 ( 1,061 単位) 要介護4 ( 1,161 単位) 要介護5 ( 1,250 単位)	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 ( 829 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 1,170 单位) 要介護4 ( 1,269 単位) 要介護5 ( 1,359 単位)	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<5:1>		要介護1 ( 861 単位) 要介護2 ( 768 単位) 要介護3 ( 925 単位) 要介護4 ( 1,078 単位) 要介護5 ( 1,119 単位)	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 877 単位) 要介護3 ( 1,034 単位) 要介護4 ( 1,187 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<6:1>		要介護1 ( 632 単位) 要介護2 ( 741 単位) 要介護3 ( 889 単位) 要介護4 ( 1,043 単位) 要介護5 ( 1,083 単位)	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 ( 741 単位) 要介護2 ( 850 単位) 要介護3 ( 998 単位) 要介護4 ( 1,152 単位) 要介護5 ( 1,192 単位)
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)		a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<4:1>		要介護1 ( 720 単位) 要介護2 ( 828 単位) 要介護3 ( 975 単位) 要介護4 ( 1,064 単位) 要介護5 ( 1,154 単位)	-25単位	×70／100		-12単位		×90／100		×90／100		+200単位 (7日間を限度)					
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> 看護<8:1> 介護<4:1>		要介護1 ( 829 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 1,084 単位) 要介護4 ( 1,173 単位) 要介護5 ( 1,263 単位)	b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 ( 829 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 1,043 単位) 要介護4 ( 1,132 単位) 要介護5 ( 1,221 単位)	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 ( 832 単位) 要介護2 ( 940 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,272 単位) 要介護5 ( 1,362 単位)	×70／100		×90／100		×90／100		+90単位 (7日間を限度)		
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)		a.ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室> 看護<8:1> 介護<4:1>		要介護1 ( 832 単位) 要介護2 ( 940 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,272 単位) 要介護5 ( 1,362 単位)	b.ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要介護1 ( 832 単位) 要介護2 ( 940 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,272 単位) 要介護5 ( 1,362 単位)	a.ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 ( 832 単位) 要介護2 ( 940 単位) 要介護3 ( 1,087 単位) 要介護4 ( 1,176 単位) 要介護5 ( 1,265 単位)	×70／100		×90／100		×97／100		+60単位		
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 ( 650 単位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 900 単位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,250 単位)																	
(6) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																			
(7) 特定診療費																			
(8) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
(9) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×11／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90／100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80／100)		注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計															
		: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

## 八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>  b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 701 単位) 要介護2 ( 752 単位) 要介護3 ( 803 単位) 要介護4 ( 853 単位) 要介護5 ( 904 単位)  要介護1 ( 810 单位) 要介護2 ( 861 単位) 要介護3 ( 912 単位) 要介護4 ( 962 単位) 要介護5 ( 1,013 単位)  要介護1 ( 613 単位) 要介護2 ( 658 単位) 要介護3 ( 703 単位) 要介護4 ( 748 単位) 要介護5 ( 794 単位)  要介護1 ( 722 単位) 要介護2 ( 767 単位) 要介護3 ( 812 単位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 903 単位)	x 70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)  +90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>  (二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>		要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 915 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)  要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 915 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)	x 97/100				
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(一) 3時間以上4時間未満 ( 650 単位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 900 単位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,250 単位)					+60単位	
(4) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)						
(5) 特定診療費								
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)  (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)  (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)  (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)  (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計					

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患 者の定員を超える 場合	看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場合	僻地の医師確保 計画を届出したもの 以外で、医師の數 が基準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	僻地の医師確保 計画を届出したもの 以外で、医師の數 が基準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していな い等ユニットケア における体制が未 整備である場合	緊急短期入所受 入加算	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費 (1日につき)	大学 病院	(一) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) <従来型個室> 要介護1 ( 1,048 単位 ) 要介護2 ( 1,113 単位 ) 要介護3 ( 1,179 単位 ) 要介護4 ( 1,246 単位 ) 要介護5 ( 1,312 単位 ) 要介護1 ( 1,157 单位 ) 要介護2 ( 1,222 单位 ) 要介護3 ( 1,288 单位 ) 要介護4 ( 1,355 单位 ) 要介護5 ( 1,420 单位 ) 要介護1 ( 991 单位 ) 要介護2 ( 1,060 单位 ) 要介護3 ( 1,129 单位 ) 要介護4 ( 1,199 单位 ) 要介護5 ( 1,267 单位 ) 要介護1 ( 1,100 单位 ) 要介護2 ( 1,169 单位 ) 要介護3 ( 1,238 单位 ) 要介護4 ( 1,308 单位 ) 要介護5 ( 1,376 单位 ) 要介護1 ( 962 单位 ) 要介護2 ( 1,030 单位 ) 要介護3 ( 1,097 单位 ) 要介護4 ( 1,164 单位 ) 要介護5 ( 1,231 单位 ) 要介護1 ( 1,071 单位 ) 要介護2 ( 1,139 单位 ) 要介護3 ( 1,206 单位 ) 要介護4 ( 1,273 单位 ) 要介護5 ( 1,340 单位 ) 要介護1 ( 947 单位 ) 要介護2 ( 1,012 单位 ) 要介護3 ( 1,078 单位 ) 要介護4 ( 1,145 单位 ) 要介護5 ( 1,211 单位 ) 要介護1 ( 1,056 单位 ) 要介護2 ( 1,121 单位 ) 要介護3 ( 1,187 单位 ) 要介護4 ( 1,254 单位 ) 要介護5 ( 1,319 单位 ) 要介護1 ( 886 单位 ) 要介護2 ( 952 单位 ) 要介護3 ( 1,017 单位 ) 要介護4 ( 1,084 单位 ) 要介護5 ( 1,150 单位 ) 要介護1 ( 995 单位 ) 要介護2 ( 1,060 单位 ) 要介護3 ( 1,126 单位 ) 要介護4 ( 1,193 单位 ) 要介護5 ( 1,259 单位 ) 要介護1 ( 790 单位 ) 要介護2 ( 855 单位 ) 要介護3 ( 921 单位 ) 要介護4 ( 988 单位 ) 要介護5 ( 1,054 单位 ) 要介護1 ( 899 单位 ) 要介護2 ( 964 单位 ) 要介護3 ( 1,030 单位 ) 要介護4 ( 1,097 单位 ) 要介護5 ( 1,162 单位 ) 要介護1 ( 1,160 单位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,160 单位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 )			×70／100	×90／100		×90／100		
(2) 認知症 疾患型経過 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	一般 病棟	(二) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) <従来型個室> 要介護1 ( 1,048 単位 ) 要介護2 ( 1,113 単位 ) 要介護3 ( 1,179 単位 ) 要介護4 ( 1,246 単位 ) 要介護5 ( 1,312 単位 ) 要介護1 ( 1,157 单位 ) 要介護2 ( 1,222 单位 ) 要介護3 ( 1,288 单位 ) 要介護4 ( 1,355 单位 ) 要介護5 ( 1,420 单位 ) 要介護1 ( 991 单位 ) 要介護2 ( 1,060 单位 ) 要介護3 ( 1,129 单位 ) 要介護4 ( 1,199 单位 ) 要介護5 ( 1,267 单位 ) 要介護1 ( 1,100 单位 ) 要介護2 ( 1,169 单位 ) 要介護3 ( 1,238 单位 ) 要介護4 ( 1,308 单位 ) 要介護5 ( 1,376 单位 ) 要介護1 ( 962 单位 ) 要介護2 ( 1,030 单位 ) 要介護3 ( 1,097 单位 ) 要介護4 ( 1,164 单位 ) 要介護5 ( 1,231 单位 ) 要介護1 ( 1,071 单位 ) 要介護2 ( 1,139 单位 ) 要介護3 ( 1,206 单位 ) 要介護4 ( 1,273 单位 ) 要介護5 ( 1,340 单位 ) 要介護1 ( 947 单位 ) 要介護2 ( 1,012 单位 ) 要介護3 ( 1,078 单位 ) 要介護4 ( 1,145 单位 ) 要介護5 ( 1,211 单位 ) 要介護1 ( 1,056 单位 ) 要介護2 ( 1,121 单位 ) 要介護3 ( 1,187 单位 ) 要介護4 ( 1,254 单位 ) 要介護5 ( 1,319 单位 ) 要介護1 ( 886 单位 ) 要介護2 ( 952 单位 ) 要介護3 ( 1,017 单位 ) 要介護4 ( 1,084 单位 ) 要介護5 ( 1,150 单位 ) 要介護1 ( 995 单位 ) 要介護2 ( 1,060 单位 ) 要介護3 ( 1,126 单位 ) 要介護4 ( 1,193 单位 ) 要介護5 ( 1,259 单位 ) 要介護1 ( 790 单位 ) 要介護2 ( 855 单位 ) 要介護3 ( 921 单位 ) 要介護4 ( 988 单位 ) 要介護5 ( 1,054 单位 ) 要介護1 ( 899 单位 ) 要介護2 ( 964 单位 ) 要介護3 ( 1,030 单位 ) 要介護4 ( 1,097 单位 ) 要介護5 ( 1,162 单位 ) 要介護1 ( 1,160 单位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,160 单位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 )			×70／100	×90／100	×12単位	×90／100	+90単位 (7日間を 限度)	片道につき +184単位
(3) ユニット型 認知症疾患 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	大学 病院	(一) ユニット型 認知症疾患 型短期入所療 養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要介護1 ( 1,048 単位 ) 要介護2 ( 1,113 単位 ) 要介護3 ( 1,179 単位 ) 要介護4 ( 1,246 単位 ) 要介護5 ( 1,312 単位 ) 要介護1 ( 1,157 单位 ) 要介護2 ( 1,222 单位 ) 要介護3 ( 1,288 单位 ) 要介護4 ( 1,355 单位 ) 要介護5 ( 1,420 单位 ) 要介護1 ( 991 单位 ) 要介護2 ( 1,060 单位 ) 要介護3 ( 1,129 单位 ) 要介護4 ( 1,199 单位 ) 要介護5 ( 1,267 单位 ) 要介護1 ( 1,100 单位 ) 要介護2 ( 1,169 单位 ) 要介護3 ( 1,238 单位 ) 要介護4 ( 1,308 单位 ) 要介護5 ( 1,376 单位 ) 要介護1 ( 962 单位 ) 要介護2 ( 1,030 単位 ) 要介護3 ( 1,097 単位 ) 要介護4 ( 1,164 単位 ) 要介護5 ( 1,231 単位 ) 要介護1 ( 1,071 単位 ) 要介護2 ( 1,139 単位 ) 要介護3 ( 1,206 単位 ) 要介護4 ( 1,273 単位 ) 要介護5 ( 1,340 単位 ) 要介護1 ( 947 単位 ) 要介護2 ( 1,012 単位 ) 要介護3 ( 1,078 単位 ) 要介護4 ( 1,145 単位 ) 要介護5 ( 1,211 単位 ) 要介護1 ( 1,056 単位 ) 要介護2 ( 1,121 単位 ) 要介護3 ( 1,187 単位 ) 要介護4 ( 1,254 単位 ) 要介護5 ( 1,319 単位 ) 要介護1 ( 886 単位 ) 要介護2 ( 952 単位 ) 要介護3 ( 1,017 単位 ) 要介護4 ( 1,084 単位 ) 要介護5 ( 1,150 単位 ) 要介護1 ( 995 単位 ) 要介護2 ( 1,060 単位 ) 要介護3 ( 1,126 単位 ) 要介護4 ( 1,193 単位 ) 要介護5 ( 1,259 単位 ) 要介護1 ( 790 単位 ) 要介護2 ( 855 単位 ) 要介護3 ( 921 単位 ) 要介護4 ( 988 単位 ) 要介護5 ( 1,054 単位 ) 要介護1 ( 899 単位 ) 要介護2 ( 964 単位 ) 要介護3 ( 1,030 単位 ) 要介護4 ( 1,097 単位 ) 要介護5 ( 1,162 単位 ) 要介護1 ( 1,160 単位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,160 单位 ) 要介護2 ( 1,225 单位 ) 要介護3 ( 1,291 单位 ) 要介護4 ( 1,358 单位 ) 要介護5 ( 1,423 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 ) 要介護1 ( 1,103 单位 ) 要介護2 ( 1,172 单位 ) 要介護3 ( 1,241 单位 ) 要介護4 ( 1,311 单位 ) 要介護5 ( 1,379 单位 )			×70／100	×90／100	×90／100	×90／100		
(4) 特定認知症 疾患型短期入所 療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(一) 3時間以上4時間未満 ( 650 単位 ) (二) 4時間以上6時間未満 ( 900 単位 ) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,250 単位 )								
(5) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)								
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供 体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員 処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11／1000)									
		(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90／100)									
		(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80／100)									
			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 ( 560 単位) 要介護2 ( 628 単位) 要介護3 ( 700 単位) 要介護4 ( 768 単位) 要介護5 ( 838 単位)	$\times 70 / 100$	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 86単位)								
ハ 短期利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 ( 560 单位) 要介護2 ( 628 单位) 要介護3 ( 700 单位) 要介護4 ( 768 单位) 要介護5 ( 838 单位)	$\times 70 / 100$	1日につき +10単位					
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)							
※ 限度額	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	17,024単位 19,091単位 21,280単位 23,347単位 25,475単位						
※ 短期利用型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。								

## 11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スローフ 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度)	

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。  
特殊尿器については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

### 居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)  要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)  (3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 ( 500単位 )  要介護3・4・5 ( 650単位 )  要介護1・2 ( 300単位 )  要介護3・4・5 ( 390単位 )	(運営基準減算の場合) $\times 50 / 100$  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15 / 100	+10 / 100	+5 / 100  1月につき -200単位
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)							
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)  (2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)					
ニ 入院時情報連携加算		(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)  (2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)					
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)							
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)							
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)							
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)							
リ 複合型サービス事業所連携加算 (+300単位)							
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

#### 1 介護福祉施設サービス

基本部分			注 直勤を行う職員の勤務条件に基づく場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 日常生活継続支給加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算	注 東ユニットケア加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 事後の障害者生活支援員を配置している場合
イ 介護 福祉 施設 サービス	(1) 介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 577 単位) 要介護2 ( 647 単位) 要介護3 ( 719 単位) 要介護4 ( 789 単位) 要介護5 ( 858 単位)											
	(一) 介護福祉施設 サービス費	b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前に整備)>	要介護1 ( 630 単位) 要介護2 ( 699 単位) 要介護3 ( 770 単位) 要介護4 ( 839 単位) 要介護5 ( 907 単位)											
	(二) 小規模介護福祉 施設サービス費	c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1 ( 623 単位) 要介護2 ( 691 単位) 要介護3 ( 762 单位) 要介護4 ( 831 単位) 要介護5 ( 898 単位)											
	(2) 旧措置入所者 介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 738 単位) 要介護2 ( 804 単位) 要介護3 ( 875 単位) 要介護4 ( 941 単位) 要介護5 ( 1,007 単位)											
		b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前に整備)>	要介護1 ( 789 単位) 要介護2 ( 853 単位) 要介護3 ( 924 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)											
		c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 845 単位) 要介護3 ( 914 単位) 要介護4 ( 979 単位) 要介護5 ( 1,043 単位)											
	(一) 旧措置入所者 介護福祉施設 サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 577 単位) 要介護2-3 ( 689 単位) 要介護4-5 ( 823 単位)											
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前に整備)>	要介護1 ( 630 単位) 要介護2-3 ( 740 単位) 要介護4-5 ( 873 単位)											
		c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1 ( 623 単位) 要介護2-3 ( 733 単位) 要介護4-5 ( 864 単位)											
	(二) 小規模旧措置 入所者介護福祉 施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 738 単位) 要介護2-3 ( 844 単位) 要介護4-5 ( 973 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	+23単位							
		b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前に整備)>	要介護1 ( 789 単位) 要介護2-3 ( 894 単位) 要介護4-5 ( 1,021 単位)											
		c 小規模旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2-3 ( 885 単位) 要介護4-5 ( 1,011 単位)											
ロ ユ ニ ク ト 型 介 護 福 祉 施 設 に お け る 介 護 福 祉 施 設 サ ー ビ ス	(1) ユニット型介護 福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型 介護福祉施設 サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2 ( 729 単位) 要介護3 ( 802 単位) 要介護4 ( 872 単位) 要介護5 ( 941 単位)										
		(二) ユニット型 小規模介護福祉 施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 874 単位) 要介護3 ( 945 单位) 要介護4 ( 1,012 单位) 要介護5 ( 1,078 単位)										
	(2) ユニット型旧措置 入所者介護福祉 施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型 旧措置入所者 介護福祉施設 サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2-3 ( 761 単位) 要介護4-5 ( 897 単位)										
		b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2-3 ( 761 単位) 要介護4-5 ( 897 単位)											
		(二) ユニット型 小規模旧措置 入所者介護福祉 施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2-3 ( 915 単位) 要介護4-5 ( 1,044 単位)										

注 身体拘束廃止未実施減算  
(1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用  
入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算  
(1日につき 30単位を加算)

二 退所時等相談援助  
加算  
(1) 退所前訪問相談援助加算  
(入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)

(2) 退所後訪問相談援助加算  
(退所後1回を限度に、460単位を算定)

(3) 退所時相談援助加算  
(400単位)

(4) 退所前連携加算  
(500単位)

ホ 栄養マネジメント加算  
(1日につき 14単位を加算)

ヘ 経口移行加算  
(1日につき 28単位を加算)

ト 経口維持加算(1日につき)  
(1) 経口維持加算(I) (28単位)  
(2) 経口維持加算(II) (5単位)

チ 口腔機能維持管理体制加算  
(1月につき 30単位を加算)

リ 口腔機能維持管理加算  
(1月につき 110単位を加算)

ヌ 療養食加算  
(1日につき 23単位を加算)

ル 看取り介護加算  
(1) 死亡日以前4日以上30日以下  
(1日につき 80単位を加算)  
(2) 死亡日以前2日又は3日  
(1日につき 680単位を加算)  
(3) 死亡日  
(1日につき 1,280単位を加算)

ヲ 在宅復帰支援機能加算  
(1日につき 10単位を加算)

ケ 在宅・入所相互利用加算  
(1日につき 30単位を加算)

カ 認知症専門ケア加算  
(1) 認知症専門ケア加算(I)  
(1日につき 3単位を加算)  
(2) 認知症専門ケア加算(II)  
(1日につき 4単位を加算)

ミ 認知症行動・心理症状緊急対応加算  
(入所後7日以内に限り 1日につき200単位を加算)

タ サービス提供体制強化加算  
(1) サービス提供体制強化加算(I)  
(1月につき +所定単位 × 25／1000)  
(2) サービス提供体制強化加算(II)  
(1月につき +所定単位 × 60／100)  
(3) サービス提供体制強化加算(III)  
(1月につき +所定単位 × 60／100)

レ 介護職員処遇改善加算  
(1) 介護職員処遇改善加算(I)  
(1月につき +所定単位 × 25／1000)  
(2) 介護職員処遇改善加算(II)  
(1月につき +(1)(90／100))  
(3) 介護職員処遇改善加算(III)  
(1月につき +(1)(80／100))

## 2 介護保健施設サービス

		基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
イ 介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(I)  <従来型個室>【従来型】	(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【従来型】	要介護1 ( 710 単位) 要介護2 ( 757 単位) 要介護3 ( 820 単位) 要介護4 ( 872 単位) 要介護5 ( 925 単位)									1日につき+21単位
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 739 単位) 要介護2 ( 811 単位) 要介護3 ( 873 単位) 要介護4 ( 930 単位) 要介護5 ( 985 単位)									1日につき+21単位
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) <多床室>【従来型】	要介護1 ( 786 単位) 要介護2 ( 834 単位) 要介護3 ( 897 単位) 要介護4 ( 950 単位) 要介護5 ( 1,003 単位)									
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 819 単位) 要介護2 ( 893 単位) 要介護3 ( 956 単位) 要介護4 ( 1,012 単位) 要介護5 ( 1,068 単位)									
		(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 933 単位) 要介護4 ( 1,009 単位) 要介護5 ( 1,085 単位)									
	(2) 介護保健施設サービス費(II)  <療養型老健: 看護職員を配置>	(二) 介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 1,002 単位) 要介護4 ( 1,078 单位) 要介護5 ( 1,154 単位)									1日につき+76単位
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 897 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,088 単位) 要介護5 ( 1,164 単位)									
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) <多床室>【療養強化型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 897 単位) 要介護3 ( 1,081 単位) 要介護4 ( 1,157 単位) 要介護5 ( 1,233 単位)									
		(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 812 単位) 要介護3 ( 906 単位) 要介護4 ( 982 単位) 要介護5 ( 1,058 単位)	x 97／100	x 70／100	x 70／100						
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)  <ユニット型個室>【従来型】	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 900 単位) 要介護3 ( 953 単位) 要介護4 ( 1,006 単位) 要介護5 ( 1,022 単位)									1日につき+120単位
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 822 単位) 要介護2 ( 896 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,015 単位) 要介護5 ( 1,071 単位)									1日につき+21単位
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1 ( 789 単位) 要介護2 ( 836 単位) 要介護3 ( 900 単位) 要介護4 ( 953 単位) 要介護5 ( 1,006 単位)									
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 822 単位) 要介護2 ( 896 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,015 单位) 要介護5 ( 1,071 単位)									
		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,094 単位) 要介護4 ( 1,170 単位) 要介護5 ( 1,246 単位)									
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)  <療養型老健: 看護職員を配置>	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,163 单位) 要介護4 ( 1,239 单位) 要介護5 ( 1,315 単位)									1日につき+21単位
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,094 单位) 要介護4 ( 1,170 单位) 要介護5 ( 1,246 单位)									
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,163 单位) 要介護4 ( 1,239 单位) 要介護5 ( 1,315 单位)									
		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,067 单位) 要介護4 ( 1,143 单位) 要介護5 ( 1,219 单位)									
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(III)  <療養型老健: 看護オンコール体制>	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,136 单位) 要介護4 ( 1,212 单位) 要介護5 ( 1,288 单位)									
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,067 单位) 要介護4 ( 1,143 单位) 要介護5 ( 1,219 单位)									
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,136 单位) 要介護4 ( 1,212 单位) 要介護5 ( 1,288 単位)									

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(1日につき 27単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 入所前後訪問指導加算	在宅強化型の場合 (1回につき 460単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 460単位を加算)	
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算  (一) 退所前訪問指導加算  (二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	在宅強化型の場合 (1回につき 460単位を算定)  在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)  (三) 退所時指導加算 (400単位)
		(四) 退所時情報提供加算 (500単位)
		(五) 退所前連携加算 (500単位)
		(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
ヘ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
ト 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
チ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (2) 経口維持加算(II)	(28単位) (5単位)
リ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヌ 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ル 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ヲ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)	
ワ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理  (2) 特定治療	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)  療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
カ 所定疾患施設療養費		療養型老健以外の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定)
ク 認知症専門ケア加算		療養型老健の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定)
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合  療養型老健の場合	(1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)  (2)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)
レ 認知症情報提供加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)  (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)
ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合  在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)  (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)
ツ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)  (2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)  (3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)
メ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)  (2) 介護職員処遇改善加算(II)  (3) 介護職員処遇改善加算(III)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
		(1月につき +所定単位×15／1000)
		(1月につき +(1)の90／100)
		(1月につき +(1)の80／100)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用

### 3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	宿地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをコニート毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用される場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者受入加算	
(1) 療養型 介護療養 施設サービ ス費 (1日につき)	(一) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ)  看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) <従来型個室>  要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 1,011 単位) 要介護4 ( 1,111 単位) 要介護5 ( 1,200 単位)											
	(二) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ)  看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) <従来型個室>  要介護1 ( 611 単位) 要介護2 ( 718 単位) 要介護3 ( 875 単位) 要介護4 ( 1,028 单位) 要介護5 ( 1,069 単位)											
	(二) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅲ)  看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) <従来型個室>  要介護1 ( 582 単位) 要介護2 ( 691 単位) 要介護3 ( 839 単位) 要介護4 ( 993 単位) 要介護5 ( 1,033 単位)											
	b.療養型介護療養施設 サービス費(ⅱ) <多床室>  要介護1 ( 691 単位) 要介護2 ( 800 单位) 要介護3 ( 948 单位) 要介護4 ( 1,102 单位) 要介護5 ( 1,142 単位)												
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費(Ⅰ)  看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>  要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 925 単位) 要介護4 ( 1,014 単位) 要介護5 ( 1,104 単位)	-25単位	×70／100	×70／100		-12単位		病院療養病床 療養環境減算 -25単位			+120単位	
	(二) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費(Ⅱ)  看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>  要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 884 単位) 要介護4 ( 973 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)											
	b.療養型経過型介護療養 施設サービス費(ⅱ) <多床室>  要介護1 ( 691 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 993 単位) 要介護4 ( 1,082 単位) 要介護5 ( 1,171 単位)												
(3) ユニット 型療養型介 護療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>  要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,123 単位) 要介護4 ( 1,222 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)												
	(二) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型準備室>  要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,123 単位) 要介護4 ( 1,222 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)												
(4) ユニット 型療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>  要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,037 单位) 要介護4 ( 1,126 単位) 要介護5 ( 1,215 単位)												
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準備室>  要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,037 单位) 要介護4 ( 1,126 单位) 要介護5 ( 1,215 単位)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)													
注 外泊時費用													
注 試行的退院サービス費													
注 他科受診時費用													
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)													
(6) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導等加算 a. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b. 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c. 退院時指導加算 (400単位) d. 退院時情報提供加算 (500単位) e. 退院前連携加算 (500単位)												
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)													
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)													
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)													
(9) 経口維持加算 (1日につき) (一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)													
(10) 口腔機能維持管理体制加算 (1日につき 30単位を加算)													
(11) 口腔機能維持管理加算 (1日につき 110単位を加算)													
(12) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)													
(14) 特定診療費													
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に限り 1日につき200単位を加算)													
(17) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 10単位×11／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90／100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80／100)												
注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計													

\* 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

\* 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算			
(1) 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)  看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>  b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 651 単位) 要介護2 ( 702 単位) 要介護3 ( 753 単位) 要介護4 ( 803 単位) 要介護5 ( 854 単位)  要介護1 ( 760 単位) 要介護2 ( 811 単位) 要介護3 ( 862 単位) 要介護4 ( 912 単位) 要介護5 ( 963 単位)  要介護1 ( 563 单位) 要介護2 ( 608 単位) 要介護3 ( 653 単位) 要介護4 ( 698 単位) 要介護5 ( 744 単位)  要介護1 ( 672 単位) 要介護2 ( 717 単位) 要介護3 ( 762 単位) 要介護4 ( 807 単位) 要介護5 ( 853 単位)	× 70 / 100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位			
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>  (二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	a. ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>  b. ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 865 単位) 要介護4 ( 915 単位) 要介護5 ( 966 単位)  要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 865 単位) 要介護4 ( 915 単位) 要介護5 ( 966 単位)	× 97 / 100					
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)									
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定						
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算  (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算  d 退院時情報提供加算  e 退院前連携加算  (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	(400単位)  (500単位)  (500単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合					
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)									
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)									
(7) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(I) (28単位) (二) 経口維持加算(II) (5単位)								
(8) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合						
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない						
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)									
(12) 特定診療費									
(13) 認知症専門ケア加算  (一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)									
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)									
(15) サービス提供体制強化加算  (一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)			注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計						
(16) 介護職員処遇改善加算  (一) 介護職員処遇改善加算I (1月につき +所定単位×11／1000) (二) 介護職員処遇改善加算II (1月につき +(一)の90／100) (三) 介護職員処遇改善加算III (1月につき +(一)の80／100)			注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計						

## 八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注
			看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 998 単位) 要介護2 ( 1,063 単位) 要介護3 ( 1,129 単位) 要介護4 ( 1,196 単位) 要介護5 ( 1,262 単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 1,107 単位) 要介護2 ( 1,172 単位) 要介護3 ( 1,238 単位) 要介護4 ( 1,305 単位) 要介護5 ( 1,370 単位)	×70/100		×90/100	×90/100	
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	要介護1 ( 941 単位) 要介護2 ( 1,010 単位) 要介護3 ( 1,079 単位) 要介護4 ( 1,149 単位) 要介護5 ( 1,217 単位)					
		看護<4:1> 介護<4:1>	要介護1 ( 1,050 单位) 要介護2 ( 1,119 単位) 要介護3 ( 1,188 単位) 要介護4 ( 1,258 単位) 要介護5 ( 1,326 単位)					
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	要介護1 ( 912 単位) 要介護2 ( 980 単位) 要介護3 ( 1,047 単位) 要介護4 ( 1,114 単位) 要介護5 ( 1,181 単位)					
		看護<4:1> 介護<5:1>	要介護1 ( 1,021 単位) 要介護2 ( 1,089 単位) 要介護3 ( 1,156 単位) 要介護4 ( 1,223 単位) 要介護5 ( 1,290 単位)					
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	要介護1 ( 897 単位) 要介護2 ( 962 単位) 要介護3 ( 1,028 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,161 単位)					
		看護<4:1> 介護<6:1>	要介護1 ( 1,006 単位) 要介護2 ( 1,071 単位) 要介護3 ( 1,137 単位) 要介護4 ( 1,204 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)					
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 902 単位) 要介護3 ( 967 単位) 要介護4 ( 1,034 単位) 要介護5 ( 1,100 単位)					
		経過措置型	要介護1 ( 945 単位) 要介護2 ( 1,010 単位) 要介護3 ( 1,076 単位) 要介護4 ( 1,143 単位) 要介護5 ( 1,209 単位)					
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 740 単位) 要介護2 ( 805 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 938 単位) 要介護5 ( 1,004 単位)					
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 914 単位) 要介護3 ( 980 単位) 要介護4 ( 1,047 単位) 要介護5 ( 1,112 単位)	×70/100		×90/100	×90/100	
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>					
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準備室>					
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>					
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準備室>					

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)				
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定				
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定				
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)				
(5) 退院時指導等 加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 退院時等 指導加算</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)</li> <li>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</li> <li>c 退院時指導加算 (400単位)</li> <li>d 退院時情報提供加算 (500単位)</li> <li>e 退院前連携加算 (500単位)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)</td><td></td></tr> </table>	(一) 退院時等 指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)</li> <li>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</li> <li>c 退院時指導加算 (400単位)</li> <li>d 退院時情報提供加算 (500単位)</li> <li>e 退院前連携加算 (500単位)</li> </ul>	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	
(一) 退院時等 指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)</li> <li>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</li> <li>c 退院時指導加算 (400単位)</li> <li>d 退院時情報提供加算 (500単位)</li> <li>e 退院前連携加算 (500単位)</li> </ul>				
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)					
(6) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)				
(7) 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)				
(8) 経口維持加算(1日につき)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 経口維持加算(I)</td> <td>(28単位)</td> </tr> <tr> <td>(二) 経口維持加算(II)</td> <td>(5単位)</td> </tr> </table>	(一) 経口維持加算(I)	(28単位)	(二) 経口維持加算(II)	(5単位)
(一) 経口維持加算(I)	(28単位)				
(二) 経口維持加算(II)	(5単位)				
(9) 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)				
(10) 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)				
(11) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)				
(12) 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)				
(13) 特定診療費					
(14) サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td>(一)サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二)サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(三)サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)</td> </tr> </table>	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)	(三)サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(一)サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)					
(二)サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)					
(三)サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)					
(15) 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(一)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11／1000)</td> </tr> <tr> <td>(二)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90／100)</td> </tr> <tr> <td>(三)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80／100)</td> </tr> </table>	(一)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11／1000)	(二)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90／100)	(三)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80／100)	
(一)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11／1000)					
(二)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90／100)					
(三)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80／100)					

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

:平成24年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

## I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,220単位)					
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,440単位)	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,870単位)					
二 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				

：特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了することが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31日までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。

### 2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 854単位)			×95/100	×70/100	×90/100	+15/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### [脚注]

##### 1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 2人以上による介護予防訪問看護を行ふ場合	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算(※)	注 特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (316単位)										
	(2) 30分未満 (472卖位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (830卖位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,138卖位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (316卖位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255卖位)										
	(2) 30分未満 (381卖位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (550卖位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (811卖位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300卖位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600卖位)											
ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6卖位)											

■ : 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合			
	介護老人保健施設の場合	1回につき 305卖位		
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6卖位)				

■ : 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500卖位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450卖位)
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (290卖位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261卖位)
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500卖位)  (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450卖位)
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (550卖位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (385卖位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500卖位)  (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (350卖位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (530卖位)  (2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450卖位)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (350卖位)  (2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (300卖位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (400卖位)  (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (360卖位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

## 6 介護予防通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費		要支援1 (1月につき 2,099単位)		×70/100	×70/100	+5/100	-376単位
		要支援2 (1月につき 4,205単位)				1月につき +240単位	-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算		(1月につき 100単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算		(1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算		(1月につき 150単位を加算)					
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)  (2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)  運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)  栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)  運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)					
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)  (2) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)  要支援2 (1月につき 96単位を加算)  要支援1 (1月につき 24単位を加算)  要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)  (2) 介護職員処遇改善加算(II)  (3) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×19/1000)  (1月につき +(1)の90/100)  (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合  介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 2,412単位)  要支援2 (1月につき 4,828単位)  要支援1 (1月につき 2,412単位)  要支援2 (1月につき 4,828単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)					-752単位
ハ 栄養改善加算		(1月につき 150単位を加算)					-376単位
ニ 口腔機能向上加算		(1月につき 150単位を加算)					-752単位
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)  (2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)  運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)  栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)  運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)					
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)  (2) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)  要支援2 (1月につき 96単位を加算)  要支援1 (1月につき 24単位を加算)  要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)  (2) 介護職員処遇改善加算(II)  (3) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×17/1000)  (1月につき +(1)の90/100)  (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 機能訓練体制加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1( 483 単位) 要支援2( 600 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +12単位	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
ロ ユニット型 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(2) 併設型 介護予防短期入所生活介護費	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援1( 521 单位) 要支援2( 648 単位)								
		(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1( 455 単位) 要支援2( 566 単位)								
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援1( 499 单位) 要支援2( 614 単位)								

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
----------------------------

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +十所定単位×25／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)	

:介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 9 介護予防短期入所療養介護費

### イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場合 アリにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 リハビリテーション機能強化加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者収入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【従来型】	a. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】  b. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】  c. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【従来型】  d. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 576 単位)  要支援2 ( 716 単位)								
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】  b. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】  c. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】  d. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 580 単位)  要支援2 ( 720 単位)								
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オノコール体制>	a. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】  b. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】  c. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】  d. 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 580 単位)  要支援2 ( 720 単位)								
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養 介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養 介護費(Ⅰ)	a. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】  b. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】  c. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準備室>【従来型】  d. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準備室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)  要支援2 ( 775 単位)	x97／100	x70／100	x70／100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】  b. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】  c. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準備室>【療養型】  d. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準備室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 单位)  要支援2 ( 802 单位)			x97／100					
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オノコール体制>	a. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】  b. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】  c. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準備室>【療養型】  d. ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準備室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 単位)  要支援2 ( 802 単位)								
	(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)  療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
	(二) 特定治療										
	(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)  (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)  (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
	(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位 × 15／1000)  (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(−)の90／100)  (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(−)の80／100)									

：特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の員数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室> 要支援1 ( 553 単位) 要支援2 ( 686 単位)											
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室> 要支援1 ( 615 単位) 要支援2 ( 769 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室> 要支援1 ( 518 単位) 要支援2 ( 642 単位)											
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室> 要支援1 ( 580 单位) 要支援2 ( 725 単位)												
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室> 要支援1 ( 494 単位) 要支援2 ( 612 単位)											
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室> 要支援1 ( 556 単位) 要支援2 ( 695 単位)												
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室> 要支援1 ( 553 単位) 要支援2 ( 686 単位)	-25単位	×70／100								夜間勤務等看護(Ⅰ)+23単位	1日につき+200単位(7日間を限度)
	b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室> 要支援1 ( 615 単位) 要支援2 ( 769 単位)											夜間勤務等看護(Ⅱ)+14単位	1日につき+120単位
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室> 要支援1 ( 553 単位) 要支援2 ( 686 単位)										夜間勤務等看護(Ⅲ)+14単位	片道につき+184単位
	b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室> 要支援1 ( 615 単位) 要支援2 ( 769 単位)											夜間勤務等看護(Ⅳ)+7単位	
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室> 要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 778 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室> 要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 778 単位)												
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室> 要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 778 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室> 要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 778 単位)												
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)												
(6) 特定診療費													
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日につき 6単位を加算)												
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×11／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +(一)の／100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +(一)の／100)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計											

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

## ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たしない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ)  看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) <従来型個室>  b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 536 単位)  要支援2 ( 665 単位)	要支援1 ( 598 单位)  要支援2 ( 748 单位)	要支援1 ( 468 单位)  要支援2 ( 580 单位)	要支援1 ( 535 单位)  要支援2 ( 669 单位)	要支援1 ( 536 单位)  要支援2 ( 665 单位)
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ)  看護・介護 <3:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) <従来型個室>  b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 605 单位)  要支援2 ( 757 单位)	要支援1 ( 605 单位)  要支援2 ( 757 单位)	要支援1 ( 605 单位)  要支援2 ( 757 单位)	要支援1 ( 605 单位)  要支援2 ( 757 单位)	要支援1 ( 605 单位)  要支援2 ( 757 单位)
(3) 療養食加算  (1日につき 23単位を加算)							
(4) 特定診療費							
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)  (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)  (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)  (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + (一)の90 / 100)  (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + (一)の80 / 100)						
注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計							

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 僻地の医師確保計画を届出るもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要支援1 ( 846 単位) 要支援2 ( 1,006 単位)  b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室> 要支援1 ( 955 单位) 要支援2 ( 1,109 単位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要支援1 ( 780 单位) 要支援2 ( 948 単位)  b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室> 要支援1 ( 842 单位) 要支援2 ( 1,031 単位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要支援1 ( 757 单位) 要支援2 ( 920 単位)  b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室> 要支援1 ( 819 单位) 要支援2 ( 1,003 单位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要支援1 ( 745 单位) 要支援2 ( 905 単位)  b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室> 要支援1 ( 807 单位) 要支援2 ( 988 单位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> 要支援1 ( 684 单位) 要支援2 ( 844 単位)  b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室> 要支援1 ( 793 单位) 要支援2 ( 947 单位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 588 単位) 要支援2 ( 748 単位)	片道につき +184単位	
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 650 单位) 要支援2 ( 831 单位)	片道につき +184単位	
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室> 要支援1 ( 957 単位) 要支援2 ( 1,112 単位)  b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室> 要支援1 ( 957 単位) 要支援2 ( 1,112 単位)	×70/100 ×90/100 ×90/100	
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室> 要支援1 ( 849 单位) 要支援2 ( 1,040 单位)  b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室> 要支援1 ( 849 单位) 要支援2 ( 1,040 单位)	×97/100	
	一般病院	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)		
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)					
(5) 特定診療費					
(6) サービス提供体制強化加算					
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)					
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
(7) 介護職員処遇改善加算					
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)					
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)					
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)					

：特定診療費・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 196 単位)  要支援2 ( 453 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 58 単位)		×70／100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
ハ 介護職員 処遇改善 加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30／1000)  (二) 介護職員 処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90／100)  (三) 介護職員 処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80／100)		×70／100			1日につき +20単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)</li> <li>・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。</li> </ul>
※ 限度額 要支援1 4,970単位 要支援2 10,400単位		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

## 11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算													
介護予防福祉用具 貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	<table border="1"> <tr><td>車いす</td></tr> <tr><td>車いす付属品</td></tr> <tr><td>特殊寝台</td></tr> <tr><td>特殊寝台付属品</td></tr> <tr><td>床ずれ防止用具</td></tr> <tr><td>体位変換器</td></tr> <tr><td>手すり</td></tr> <tr><td>スローブ</td></tr> <tr><td>歩行器</td></tr> <tr><td>歩行補助つえ</td></tr> <tr><td>認知症老人徘徊感知機器</td></tr> <tr><td>移動用リフト</td></tr> <tr><td>自動排泄処理装置</td></tr> </table>	車いす	車いす付属品	特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スローブ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度)
車いす																	
車いす付属品																	
特殊寝台																	
特殊寝台付属品																	
床ずれ防止用具																	
体位変換器																	
手すり																	
スローブ																	
歩行器																	
歩行補助つえ																	
認知症老人徘徊感知機器																	
移動用リフト																	
自動排泄処理装置																	

: 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、特殊尿器を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分

イ 介護予防支援費(1月につき)  
(412単位)

ロ 初回加算  
(+300単位)

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算  
(+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

:平成24年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・隨時訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

## I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 通所サービス利用時の調整(1日につき)	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 6,670 単位) 要介護2 ( 11,120 単位) 要介護3 ( 17,800 単位) 要介護4 ( 22,250 単位) 要介護5 ( 26,700 単位)	-145単位 -242単位 -386単位 -483単位 -580単位	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +290単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 9,270 単位) 要介護2 ( 13,920 単位) 要介護3 ( 20,720 単位) 要介護4 ( 25,310 単位) 要介護5 ( 30,450 単位)	×98／100  -201単位 -302単位 -450単位 -550単位 -661単位 -145卖位 -242卖位 -386卖位 -483卖位 -580卖位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)		要介護1 ( 6,670 単位) 要介護2 ( 11,120 単位) 要介護3 ( 17,800 単位) 要介護4 ( 22,250 単位) 要介護5 ( 26,700 単位)	-145卖位 -242卖位 -386卖位 -483卖位 -580卖位						
ハ 初期加算 単位)		(1日につき +30							
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であつて訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 単位)		(1回につき +600							
ホ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +500単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
		: 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目							

#### [脚注]

1. 単位数算定記号の説明
 

+○○単位	⇒ 所定単位数 + ○○単位
-○○単位	⇒ 所定単位数 - ○○単位
×○○／100	⇒ 所定単位数 × ○○／100
+○○／100	⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○／100

## 2 夜間対応型訪問介護費

	基本部分	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位) 定期巡回サービス費 (1回につき 381単位) 隨時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 580単位) 隨時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 780単位)		1月につき 610単位
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,760単位)	$\times 90/100$	
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
二 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注 利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	注 2時間以上3 時間未満の 認知症対応型 通所介護を行 う場合	注 7時間以上9時 間未満の認知症 対応型通所介 護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	注 入浴介助を行 った場合	注 個別機能訓 練加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所と同一 建物に居住 する者又は同 一建物から利 用する者に認 知症対応型 通所介護を行 う場合								
イ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症対応型 通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 ( 589 単位)	×63/100	1日につき +50単位	1回につき +27単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき -94単位	1日につき -94単位								
			要介護2 ( 648 単位)															
			要介護3 ( 708 単位)															
			要介護4 ( 768 単位)															
			要介護5 ( 827 単位)															
	(2) 認知症対応型 通所介護費(ⅱ)	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 ( 904 単位)															
			要介護2 ( 1,001 単位)															
			要介護3 ( 1,097 単位)															
			要介護4 ( 1,194 単位)															
			要介護5 ( 1,291 単位)															
	ロ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 1,030 単位)															
			要介護2 ( 1,141 単位)															
			要介護3 ( 1,253 単位)															
			要介護4 ( 1,365 単位)															
			要介護5 ( 1,477 単位)															
		(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 533 単位)															
			要介護2 ( 586 単位)															
			要介護3 ( 639 単位)															
			要介護4 ( 693 単位)															
			要介護5 ( 746 単位)															
		(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 813 単位)															
			要介護2 ( 899 単位)															
			要介護3 ( 986 単位)															
			要介護4 ( 1,072 単位)															
			要介護5 ( 1,159 単位)															
	ハ サービス提供体制強化加算	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 268 単位)															
			要介護2 ( 278 単位)															
			要介護3 ( 287 単位)															
			要介護4 ( 297 単位)															
			要介護5 ( 307 単位)															
		(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 436 単位)															
			要介護2 ( 451 単位)															
			要介護3 ( 467 単位)															
			要介護4 ( 483 単位)															
			要介護5 ( 499 単位)															
		(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 503 単位)															
			要介護2 ( 521 単位)															
			要介護3 ( 539 単位)															
			要介護4 ( 557 単位)															
			要介護5 ( 575 単位)															
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																
二 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29／1000) (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)																
注所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計 ： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																		

#### 4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注 過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 ( 11,430 単位) 要介護2 ( 16,325 単位) 要介護3 ( 23,286 単位) 要介護4 ( 25,597 単位) 要介護5 ( 28,120 単位)	×70／100	×70／100	×90／100 ×70／100
□ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)			
二 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(I) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(II) (1月につき 700単位を加算)			
木 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)				
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1月につき 500単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×42／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計		

：事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### 5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間ケア加算(I) 夜間ケア加算(II)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(I)  (2)認知症対応型共同生活介護費(II)	要介護1 ( 802 単位) 要介護2 ( 840 単位) 要介護3 ( 865 単位) 要介護4 ( 882 単位) 要介護5 ( 900 単位)  要介護1 ( 789 单位) 要介護2 ( 827 単位) 要介護3 ( 852 単位) 要介護4 ( 869 単位) 要介護5 ( 886 単位)	×97／100	×70／100 ×70／100	1日につき +50単位 1日につき +25単位 1日につき +50単位 1日につき +25単位	1日につき +120単位
□ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(I)  (2)短期利用共同生活介護費(II)	要介護1 ( 832 単位) 要介護2 ( 870 単位) 要介護3 ( 895 単位) 要介護4 ( 912 単位) 要介護5 ( 930 単位)  要介護1 ( 819 単位) 要介護2 ( 857 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 899 単位) 要介護5 ( 916 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)						
	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)					
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)					
二 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)					
木 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))					
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)					
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×39／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計				

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

## 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 医療機関連携加算	注 夜間看護体制加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 560 単位) 要介護2 ( 628 単位) 要介護3 ( 700 単位) 要介護4 ( 768 単位) 要介護5 ( 838 単位)	× 70／100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 ( 560 単位) 要介護2 ( 628 単位) 要介護3 ( 700 単位) 要介護4 ( 768 単位) 要介護5 ( 838 単位)	× 70／100			1日につき +10単位
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)  (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)  (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×30／1000)  (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100)  (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計	

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

## 7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件 又は 入所者の数が 入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員 数が基準に満たない場合	注 日常生活継続支 援加算	注 常護体制加算 (Ⅰ)	注 重護体制加算 (Ⅱ)	注 夜勤職員配 置加算	注 准ユニットケア 加算	注 個別機能訓 練加算	注 若年性認知 症入所者受 入加算	注 車従の常勤 医師を配置し ている場合	注 精神科医師に による療養指導 が月2回以上 行われている 場合	注 障害者生活支 援体制加算
イ 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	要介護1 ( 577 単位) 要介護2 ( 647 単位) 要介護3 ( 719 単位) 要介護4 ( 789 単位) 要介護5 ( 858 単位)												
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日前に整備)>	要介護1 ( 630 単位) 要介護2 ( 699 単位) 要介護3 ( 770 単位) 要介護4 ( 839 単位) 要介護5 ( 907 単位)												
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1 ( 623 単位) 要介護2 ( 691 単位) 要介護3 ( 762 单位) 要介護4 ( 831 単位) 要介護5 ( 898 単位)												
ロ ユニット型 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2 ( 729 単位) 要介護3 ( 802 単位) 要介護4 ( 872 単位) 要介護5 ( 941 単位)			x97／100									
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2 ( 729 単位) 要介護3 ( 802 単位) 要介護4 ( 872 単位) 要介護5 ( 941 単位)												
ハ 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(1) 経過的地域 密着型介護 福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 738 単位) 要介護2 ( 804 単位) 要介護3 ( 875 単位) 要介護4 ( 941 単位) 要介護5 ( 1,007 単位)	x97／100	x70／100	x70／100	+23単位							
		(二) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前 に整備)>	要介護1 ( 789 単位) 要介護2 ( 853 単位) 要介護3 ( 924 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,054 単位)											
		(三) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に 新設)>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 845 単位) 要介護3 ( 914 単位) 要介護4 ( 979 単位) 要介護5 ( 1,043 単位)											
	(2) 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 738 単位) 要介護2-3 ( 844 単位) 要介護4-5 ( 973 単位)											
		(二) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日前 に整備)>	要介護1 ( 789 単位) 要介護2-3 ( 894 単位) 要介護4-5 ( 1,021 単位)											
		(三) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日後に 新設)>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2-3 ( 885 単位) 要介護4-5 ( 1,011 単位)											
二 ユニット型 介護老人福祉 施設における 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(1) ユニット型 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 874 単位) 要介護3 ( 945 単位) 要介護4 ( 1,012 単位) 要介護5 ( 1,078 単位)		x97／100									
		(二) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 874 単位) 要介護3 ( 945 単位) 要介護4 ( 1,012 単位) 要介護5 ( 1,078 単位)											
	(2) ユニット型 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉 施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2-3 ( 915 単位) 要介護4-5 ( 1,044 単位)											
		(二) ユニット型旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉 施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2-3 ( 915 単位) 要介護4-5 ( 1,044 単位)											

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) (2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 退所時相談援助加算 (400単位) (4) 退所前連携加算 (500単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ヌ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
ヨ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)	
タ 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
レ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ゾ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90／100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計

## 8 複合型サービス

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合 又は $\times 70/100$	注 従業者の員数が基準に満たない場合 $\times 70/100$	注 過少サービスに対する減算 $\times 70/100$	注 過少サービスにより医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき) -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき) -30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
イ 複合型サービス費(1月につき)	要介護1 ( 13,255 単位) 要介護2 ( 18,150 単位) 要介護3 ( 25,111 単位) 要介護4 ( 28,347 単位) 要介護5 ( 31,934 単位)					
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)					
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
二 退院時共同指導加算	(1回につき 600単位を加算)					
ホ 事業開始時支援加算	(1月につき 500単位を加算)					
ヘ 緊急時訪問看護加算	(1月につき 540単位を加算)					
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
チ ターミナルケア加算	(1月につき 2,000単位を加算)	注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位 $\times 42/1000$ ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1) $\times 90/100$ ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1) $\times 80/100$ )	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				

: 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援1 ( 515 単位)									
			要支援2 ( 570 単位)									
		(二) 5時間以上 7時間未満	要支援1 ( 782 単位)									
			要支援2 ( 873 単位)									
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援1 ( 465 单位)									
			要支援2 ( 516 単位)									
		(二) 5時間以上 7時間未満	要支援1 ( 703 単位)									
			要支援2 ( 785 単位)									
		(三) 7時間以上 9時間未満	要支援1 ( 800 単位)									
			要支援2 ( 893 単位)									
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満		要支援1 ( 249 単位)									
			要支援2 ( 263 単位)									
	(2) 5時間以上7時間未満		要支援1 ( 404 単位)									
			要支援2 ( 427 単位)									
	(3) 7時間以上9時間未満		要支援1 ( 466 単位)									
			要支援2 ( 493 単位)									
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)										
二 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +十所定単位×29/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計								
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)										
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)										
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合		注 事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注 過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 ( 4,469 単位) 要支援2 ( 7,995 単位)	×70／100	×70／100	×90／100	×70／100
□ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(I) (1月につき 500単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×42／1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100)	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

: 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間ケア加算(I) 1日につき +50単位	注 夜間ケア加算(II) 1日につき +25単位	注 認知症行動・心理状態緊急対応加算 1日につき +120単位	注 若年性認知症利用者受入加算 1日につき +200単位(7日間を限度)
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 要支援2 ( 798 单位)	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 要支援2 ( 785 单位)	×97／100	×70／100	×70／100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
□ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(I) 要支援2 ( 828 单位)	(2) 介護予防短期利用共同生活介護費(II) 要支援2 ( 815 单位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位(7日間を限度)
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)	(2)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)						
ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)	(2)サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)	(3)サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)					
ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×39／1000)	(2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90／100)	(3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80／100)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計				

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。